

岩倉市災害廃棄物処理計画（案）に対する

岩倉市廃棄物減量等推進協議会委員意見・小牧岩倉衛生組合意見と岩倉市回答

No	項目	意見	回答	該当ページ
1	表 1-1-3 本計画における被害想定 【南海トラフ地震（過去地震最大モデル）の被害想定】	「 <u>出展</u> 」愛知県地震被害想定結果に基づく被害量（市町村）」を 「 <u>出典</u> 」愛知県地震被害想定結果に基づく被害量（市町村）」に修正してください。 【小牧岩倉衛生組合意見】	意見のとおり修正しました。	P 4
2	表 1-1-3 【南海トラフ地震（過去地震最大モデル）の災害廃棄物発生量（選別前）】	「 <u>出展</u> 」愛知県の災害廃棄物等発生量推計方法に基づく発生量」を 「 <u>出典</u> 」愛知県の災害廃棄物等発生量推計方法に基づく発生量」に修正してください。 【小牧岩倉衛生組合意見】	意見のとおり修正しました。	P 4
3	図 1-1-2 震度分布図 南海トラフ地震（過去地震最大モデル）による想定	「 <u>出展</u> 」愛知県東海地震・東南海地震・東海地震等被害予想調査結果」を 「 <u>出典</u> 」愛知県東海地震・東南海地震・東海地震等被害予想調査結果」に修正してください。【小牧岩倉衛生組合意見】	意見のとおり修正しました。	P 5

No	項目	意見	回答	該当ページ
4	第6節 関係機関、民間事業者等との連携 (1) 地方自治体との連携	上から9行目「また、岩倉市と小牧市の供用ごみ処理施設である小牧岩倉エコルセンター（以下「エコルセンター」という。）～」とあるが、「小牧岩倉エコルセンター」を、正式名称の「小牧岩倉衛生組合小牧岩倉エコルセンター」にしたほうがよいのでは。【委員意見】	正式名称である、「小牧岩倉衛生組合（小牧岩倉エコルセンター）」に修正しました。	P15
5	⑤し尿の処理	下から2行目「市処理施設等のみで処理が困難な場合については、～」とあるが、「市処理施設」ではなく「組合の処理施設」ではないのか。【委員意見】	意見のとおり修正しました。	P26
6	④焼却施設 名称 小牧岩倉エコルセンター — ごみ熔融施設 ⑤破碎処理施設 名称 小牧岩倉エコルセンター — ごみ破碎施設	「小牧岩倉エコルセンター」を、正式名称の「小牧岩倉衛生組合小牧岩倉エコルセンター」にしたほうがよいのでは。【委員意見】	以下のとおり正式名称に修正しました。 ④焼却施設 名称 小牧岩倉衛生組合ごみ熔融施設 ⑤破碎処理施設 名称 小牧岩倉衛生組合ごみ破碎施設	P28
7	(2) 仮置場の必要面積の算定 ① 発生量	表中の「(t)」が全角と半角が混じっているため統一してください。【小牧岩倉衛生組合意見】	意見のとおり修正しました。	P40

No	項目	意見	回答	該当ページ
8	(5) 仮置場の環境保全対策 ○ 火災防止対策	下から3行目「例えば、図2-2-8のとおり仮置場に積み上げられる可燃性廃棄物は、 高さ5m以下 、一山当たりの設置面積を200㎡以下にする、積み上げられる山と山の離間距離は2m以上とする等である。」とあるが、図2-2-8 理想的な仮置場の廃棄物堆積状況では、「 5m以内の高さ 」となっており統一してください。【小牧岩倉衛生組合意見】	「以下」の表現に統一しました。	P 4 2
9	第6節 中間処理・再資源化・最終処分 (1) 選別区分及び処理方法	2つ目の○ 「○ 当該推計で可燃物及び不燃物に分類されるものにあつては、実際には、他で再生利用できるものと区分したうえで、エコルセンターの 処理能力 に合わせた選別を行うものとする。」とあるが 「○ 当該推計で可燃物及び不燃物に分類されるものにあつては、実際には、他で再生利用できるものと区分したうえで、エコルセンターの 受入基準 に合わせた選別を行うものとする。」と修正してください。 【小牧岩倉衛生組合意見】	意見のとおり修正しました。	P 4 3
10	(3) 選別後の中間処理及び再資源化 ① 中間処理（溶融） ○ 可燃物及び不燃物 ・原則エコルセンターで、平常時の処理と並行して溶融処理するものとするが、状況に応じて県内での広域処理や他地方自治体及び民間施設での処理を検討する。	小牧岩倉エコルセンターのごみ溶融施設での災害廃棄物（災害ガレキ等）の処理は、処理施設の余力を使って処理するものです。 災害廃棄物の搬入にあたっては、組合が提示する受入基準を遵守できる体制の確立をお願いいたします。 受入基準が守られない場合、施設のトラブルの原因となり、生活ごみの処理にも支障となります。【小牧岩倉衛生組合意見】	承知しました。	P 4 4

No	項目	意見	回答	該当ページ
11	<p>(3) 選別後の中間処理及び再資源化</p> <p>① 中間処理(溶融)</p> <p>○ 可燃物及び不燃物</p> <p>・災害廃棄物については、平常時のごみと性状が大きく異なることが予想されるため、ごみ溶融施設の排ガス処理性能等も考慮したうえで、処理量(混合割合)を決定するものとする。</p>	<p>混合割合について、プラントメーカーの技術資料によると、災害廃棄物の処理にあたっては一般ごみへの混合割合を10%~20%までとする必要があるとのことです。(過去実績)</p> <p>家屋解体から発生する可燃系混合物は、プラスチック類等が多く含まれ、一般ごみと性状が大きく異なることが想定されます。</p> <p>よって、1日当たりの可燃系混合物の搬入可能量は、ごみピットでの攪拌作業を考慮し、燃やすごみ搬入量の10%程度が上限となることが想定されますのでご承知下さい。</p> <p>【小牧岩倉衛生組合意見】</p>	承知しました。	P44
12	<p>表2-2-4 エコルセンターでの年間処理見込み量(平成29年度の実績での推計)処理量(t)</p> <p>表2-2-5 小牧市・岩倉市の可燃物及び不燃物の発生量(t)</p>	全角、半角を統一してください。【小牧岩倉衛生組合意見】	意見のとおり修正しました。	P44

No	項目	意見	回答	該当ページ
13	② 最終処分場における災害廃棄物の処理可能量	<p>・上から4行目「処理可能量 = 残余容量 - (年間埋立実績 × <u>次期処分所整備期間年数</u>)」を 「処理可能量 = 残余容量 - (年間埋立実績 × <u>次期処分場整備期間年数</u>)」と修正してください。</p> <p>・表内「23年間(当面は<u>時期</u>処分場の整備を行わない。)」を 「23年間(当面は<u>次期</u>処分場の整備を行わない。)」と修正してください。 【小牧岩倉衛生組合意見】</p>	意見のとおり修正しました。	P47
14	第7節 特別な対応・配慮が必要な廃棄物等	<p>太陽光発電設備(太陽光パネル等)について記載は必要ありませんか。 (昨年の豪雨災害でも問題になっており、環境省から保管等における注意事項について通知が発出されています。)</p> <p>なお、太陽光パネルは、有害物質が含まれている製品もあるため、組合施設では処理できません。専門業者へ処理を依頼して下さい。(一般社団法人太陽光発電協会(JPEA)にて、太陽光パネルをリサイクルできる産業廃棄物中間処理業者を公表しているので参考として下さい。) 【小牧岩倉衛生組合意見】</p>	<p>以下のとおり追記修正しました。</p> <p>③ <u>太陽光発電設備</u> <u>太陽光発電設備については発電している恐れがあるため、感電しないように注意して取り扱う。保管及び処理については、環境省策定の「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」を参照する。</u></p> <p>④ その他有害廃棄物・適正処理困難物～</p>	P49

No	項目	意見	回答	該当ページ
15	第7節 特別な対応・配慮が必要な廃棄物等	<p>スプリングマットレスについて記載は必要ありませんか。 (スプリングマットレスは、通常時と同様に、他の廃棄物とは分けて平ボディカーでの搬入をお願いします。)【小牧岩倉衛生組合意見】</p>	<p>以下のとおり追記修正しました。</p> <p>④ その他有害廃棄物・適正処理困難物 有害性・危険性がある廃棄物のうち、産業廃棄物に該当するものは、事業者の責任において処理することを原則とし、一般廃棄物に該当するものは、排出方法や適切な処理方法等について広報する。 有害性・危険性がある廃棄物は、適正処理を推進するため、関連業者へ協力要請を行い、処理ルートを確認する。</p> <p><u>また、スプリングマットレスについて、エコルセンターへ搬入する際は、平ボディカーでの搬入とする。</u></p>	P49
16	第7節 特別な対応・配慮が必要な廃棄物等 (2) 家電リサイクル法対象機器	<p>3つ目の○ 「○ リサイクルが見込めないものは、災害廃棄物として他の廃棄物と一括で処理する。」とあるが、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫については、冷媒フロンの抜き取り回収が必要となります。また、冷蔵庫・冷凍庫については、内蔵されている圧縮機が、ごみ破碎施設での処理不適物となります。</p> <p>仮置場に冷媒フロンの抜き取り及び圧縮機の取り外しを行ってから、ごみ破碎施設へ搬入をお願いします。</p> <p>なお、構造的に大部分が金属部品であるものについては、仮置場から直接金属くずとして資源化をお願いします。【小牧岩倉衛生組合意見】</p>	<p>承知しました。また、以下のとおり追記修正しました。</p> <p>○ リサイクルが見込めないものは、災害廃棄物として他の廃棄物と一括で処理するが、<u>冷蔵庫等フロン類を使用する機器については、分別・保管を徹底し、フロン類の回収を専門業者へ依頼する。</u></p> <p>※ なお、パソコン・携帯電話についても、原則は小型家電リサイクル法に基づく認定事業者で処理するものとするが、リサイクルが見込めないものは、災害廃棄物として他の廃棄物と一括で処理する。</p>	P51